

広島県告示第千百三十八号

昭和三十一年広島県告示第七百二十三号（民生委員の定数）の一部を次のように改正し、  
平成十九年十二月一日から施行する。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

「市町村名」を「市町名」に改める。

呉市の項中「六三四」を「六三三」に改める。

三原市の項中「二五六」を「二五二」に改める。

大竹市の項中「六七」を「六六」に改める。

東広島市の項中「三〇七」を「三二二」に改める。

廿日市市の項中「二一九」を「二二〇」に改める。

府中町の項中「一〇三」を「一〇四」に改める。

坂町の項中「三一」を「三三」に改める。

北広島町の項中「八〇」を「七七」に改める。